
旧こども家庭支援センター等跡地活用事業
基本協定書（案）

令和8年3月

足立区

目 次

第1条	(用語の定義)	1
第2条	(目的)	2
第3条	(整備及び売買契約)	2
第4条	(定期借地権設定契約)	3
第5条	(賃貸借契約)	3
第6条	(本件建物等)	3
第7条	(本件土地の分筆等)	3
第8条	(スケジュール)	4
第9条	(本事業に係る業務分担)	4
第10条	(土地の引渡し日の変更)	4
第11条	(提案内容の履行)	4
第12条	(協定の存続期間)	4
第13条	(事業実施にあたっての注意)	4
第14条	(代表事業者の義務)	5
第15条	(構成員の変更)	5
第16条	(契約上の地位等の移転)	5
第17条	(本事業の履行)	5
第18条	(地元説明会等)	6
第19条	(協定の解除等)	6
第20条	(秘密保持)	7
第21条	(証拠金)	8
第22条	(違約金)	8
第23条	(損害賠償)	9
第24条	(本事業の変更・中止)	9
第25条	(誠実協議)	9
第26条	(準拠法及び管轄裁判所)	9

旧こども家庭支援センター等跡地活用事業 基本協定書（案）

足立区（以下、「甲」という。）と【**単独企業の場合：●●**（以下、「乙」という。）】／【**全ての構成員が借地人となるグループの場合：●●**（以下、「代表事業者」という。）、●●（以下、「構成員1」という。）及び●●（以下、「構成員2」といい、代表事業者を含む左記●社を総称して「乙」という。）】／【**借地人とならない構成員がいるグループの場合：●●**（以下、「代表事業者」という。）、●●（以下、「構成員1」という。）及び●●（以下、「構成員2」といい、代表事業者を含む左記●社を総称して「乙」という。また、乙の構成員のうち第2条の借地権者となる代表事業者、構成員1及び構成員●の●社を総称して「乙借地人」という。）】は、甲所有地である旧こども家庭支援センター等跡地（以下「本件土地」という。）において、乙の提案により活用する施設（以下「民間施設棟」という。）の誘致、公共施設（保健センター、区民事務所、休日応急診療所、子育てサロン、学童保育室）の集約及び憩いの場・多目的ホールの機能の設置に係る「旧こども家庭支援センター等跡地活用事業」（以下「本事業」という。）を推進することについて、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本協定において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとし、本協定に定めがない場合は、募集要領において定められた用語の定義による。

- (1) 「募集要領」とは、本事業の実施に関して甲が作成し、令和7年●月●日に公表又は配布した募集要領をいう。
- (2) 「募集要領等」とは、募集要領並びに募集要領に添付された図面集、公共施設棟等に係る要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、公共施設棟等整備及び売買契約書（案）、【一般定期借地権設定契約書（案）／事業用定期借地権設定契約書（案）】、賃貸借契約書（案）、様式集その他添付資料、及びこれらについて募集要領の公表又は配布と同時又は事後に行われた甲による補足説明書の総称をいう。
- (3) 「事業契約」とは、基本契約、公共施設棟等整備及び売買契約、【一般定期借地権設定契約／事業用定期借地権契約】、及び賃貸借契約を総称して又は個別にいう。
- (4) 「事業提案書等」とは、乙が募集要領等の規定に従い甲に対して提出した本事業に関する応募申込書、価格提案書、事業提案書、及び当該事業提案書を詳細に説明する目的で乙が作成して甲に提出した説明書又は補足文書の一切を総称していう。
- (5) 「本件土地」とは、本条第6号に規定する公共用地、同第7号に規定する別棟用地、及び同第8号に規定する民間用地から構成される、本事業の対象となる土地全体をいう。
- (6) 「公共用地」とは、乙【乙の構成員の全部又は一部】により、公共施設棟等整備及び売買契約により整備される公共施設棟の用地をいう。
- (7) 【別棟を提案する場合】「別棟用地」とは、乙【乙の構成員の全部又は一部】により、公共施設棟等整備及び売買契約により整備される別棟の用地をいう。
- (8) 「民間用地」とは、乙【乙の構成員の全部又は一部】が甲より本条第15号に規定する定期借地権設定契約に基づき借り受ける民間施設棟の用地をいう。
- (9) 「本件建物等」とは、本条第12号に規定する公共施設棟等、同第13号に規定する民間施設棟、及び同第14号に規定する緑地広場を総称して又は個別にいう。

- (10) 「公共施設棟」とは、公共施設棟等整備及び売買契約に基づき、乙【乙の構成員の全部又は一部】が整備し区が買い取る、保健センター、区民事務所、休日応急診療所、子育てサロン及び学童保育室を配置した施設、並びにこれに付属する設備、機器及び造作等の一切をいう。
- (11) 【別棟を提案する場合】「別棟」とは、憩いの場及び多目的ホールを配置した施設、並びにこれに付属する設備、機器及び造作等の一切をいう。
- (12) 【別棟を提案する場合】「公共施設棟等」とは、本条第10号に規定する公共施設棟と、同第11号に規定する別棟を総称していう。
- (13) 「民間施設棟」とは、定期借地権設定契約に基づき、乙【乙の構成員の全部又は一部】が甲から賃借する民間用地上に整備する民間施設【合築を提案する場合：及び憩いの場・多目的ホール】、並びにこれに付属する設備、機器及び造作等の一切をいう。
- (14) 「緑地広場」とは、定期借地権設定契約に基づき、乙【乙の構成員の全部または一部】が甲から賃借する民間用地上に整備する広場、並びにこれに付属する設備、機器及び造作等の一切をいう。
- (15) 「定期借地権設定契約」とは、甲を貸付人、乙【乙の構成員の全部又は一部】を借受人とした、民間用地の【一般／事業用】定期借地権設定契約をいう。
- (16) 「整備及び売買契約」とは、公共施設棟等の整備及び売買について、甲と、乙【乙の構成員の全部又は一部】の間で締結される公共施設棟等整備及び売買契約をいう。
- (17) 「賃貸借契約」とは、乙が民間施設棟の一部に整備し甲が借り受ける、憩いの場・多目的ホールに係る賃貸借契約をいう。
- (18) 「役員」とは、会社にあつては会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員をいい、会社以外の法人その他の団体にあつては会社の役員に準じる立場にある者をいう。
- (19) 「代表事業者」とは、乙が複数者で構成される場合の、代表となる企業をいう。
- (20) 「構成員」とは、事業者を構成する各企業をいう。

(目的)

第2条 甲及び乙は、甲が令和8年3月●日に公表又は配布した別紙1の募集要領により定めた施設等の整備及び運営の条件、並びに乙が甲に提出した別紙2の旧こども家庭支援センター等跡地活用事業提案書（以下「提案書」という。）に基づき、乙が本件土地を活用し本事業を推進することを目的とし、必要となる事項を本協定に定めるものとする。

<本件土地>

地番	足立区東綾瀬一丁目5番1、2
地積	約7,376.63㎡（実測）

- 2 乙は、本件土地を募集要領等で定めた本件建物等の整備・運営の条件並びに提案書で提案した事項以外の目的に使用しないものとする。
- 3 甲及び乙は、信義に基づき誠実に協力して本事業を推進するものとする。

(整備及び売買契約)

第3条 甲及び乙は、公共用地【及び別棟用地】において乙が行う公共施設棟【及び別棟】の整備、及び甲の公共施設棟【及び別棟】の買取り等に関する整備及び売買契約を締結し、乙は、公共施設棟【及び別棟】を整備し、公共施設棟【及び別棟】の完成後、その所有権を甲に移転し、甲は公共施設棟【及び別棟】の買取対価を乙に支払うものとする。

(定期借地権設定契約)

- 第4条 甲及び乙【乙借地人】は、甲を借地権設定者、乙【乙借地人】を借地権者として、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）【第22条に定める一般定期借地権／第23条第1項に定める事業用定期借地権】（以下、「本件借地権」という。）設定に関する定期借地権設定契約を締結し、甲は、民間用地を乙【乙借地人】に有償で民間施設棟及び緑地広場の建設用地として貸し付け、乙【乙借地人】はこれを借り受けるものとする。
- 2 乙は、定期借地権契約が終了するまでの期間は、民間施設棟において本事業を継続して実施するものとする。ただし、天災、地変、事変など乙の責に帰すことができない事由により本事業の継続が困難になった場合、または、定期借地権設定契約に定める原状回復期間についてはこの限りでない。

(賃貸借契約)

- 第5条 甲及び乙は、乙が民間施設棟に整備する憩いの場・多目的ホールについて、乙を賃貸人、甲を賃借人とする賃貸借契約を締結する。同契約に従って、乙は、公共施設棟等に係る要求水準書等に基づき民間施設棟内に憩いの場・多目的ホールを整備し、賃貸借期間中は維持管理するものとし、甲は、憩いの場・多目的ホールを賃貸借期間中借り受けるものとする。
- 【本条は、憩いの場・多目的ホールを民間施設棟に整備する提案ではない場合は削除する】

(本件建物等)

- 第6条 本件建物等の概要は、下記の表の通りとする。

<本件建物等概要>

名称	建物構造・階	●造・●階
公共施設棟	用途	公共施設（保健センター、区民事務所、休日応急診療所、子育てサロン、学童保育室）
別棟（提案する場合）	建物構造・階	●造・●階
	用途	公共施設（憩いの場・多目的ホール）
民間施設棟	建物構造・階	●造・●階
	用途	【住宅・店舗等／店舗等】 【合築提案の場合：公共施設（憩いの場・多目的ホール）】
緑地広場		

- 2 本件建物等の概要は予定であり、諸官庁の指導により変更される可能性のあることを、甲及び乙はあらかじめ承諾する。

(本件土地の分筆等)

- 第7条 乙は、本件土地について、乙の提案に基づき、公共用地、別棟用地および民間用地に区分したうえで、測量および分筆を自己の費用負担により実施するものとする。
- 2 甲は、前項に基づく本件土地の分筆について、囑託登記を行うものとする。

(スケジュール)

第8条 甲及び乙は、以下のスケジュールに沿って本事業を進めるものとする。ただし、本事業に関連する諸般の事情により、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

<スケジュール>

2026年12月	本協定の締結
2027年3月	事業契約の締結
202【●】年【●】月	本件土地の引渡し・本件建物等の工事着工
202【●】年【●】月以降	供用開始

(本事業に係る業務分担)

第9条 本事業に関わる、甲と乙の業務分担は、募集要領等の通りとし、募集要領等に定めのない内容については、甲乙協議の上、決定する。【グループの場合：代表事業者は、本事業が円滑に実施されるよう代表事業者、構成員1、、及び構成員●の間の調整を行う。】

(土地の引渡し日の変更)

第10条 甲は、本件土地の引渡し日について、乙と書面による合意をすることにより、引渡し日を変更できるものとする。

(提案内容の履行)

第11条 乙は、本件建物等の整備・運営にあたり、甲が募集要領等で定めた本件建物等の整備及び運営の条件並びに乙が提案書で提案した事項について、その内容を誠実に履行しなければならない。

(協定の存続期間)

第12条 本協定の存続期間は、本協定の締結日から定期借地権契約に基づく甲及び乙（乙の構成員を含む。）のすべての債務の履行が完了する日までとする。

- 2 本協定の存続期間中に、本協定にて定める規定と抵触する内容の契約が締結された場合、当該契約が優先するものとし、抵触箇所に限り本協定の規定は失効するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本件借地権が、存続期間内に消滅した場合は、その消滅の日をもって本協定の終了日とする。

(事業実施にあたっての注意)

- 第13条 乙は、関係法令を遵守し、周辺住民の生活環境等を悪化させないように配慮して、本件土地を活用するものとする。
- 2 乙は、甲又は周辺住民から本件建物等に関する相談や説明を求められた場合、提案書で提案した事項の範囲内において、主体的かつ誠実にこれに応じるものとする。
 - 3 乙は、建築資材廃棄物の排出抑制などの省資源対策、緑化・太陽光発電などの省エネルギー対策等、環境への負荷の低減に十分配慮するものとする。
 - 4 甲は、前各項に規定する内容が適正に運用されるよう、乙に助言するものとする。
 - 5 乙が、本件建物等の整備に伴う土壌調査等のため、本件土地を引渡し日より前に使用する場合は、甲及び乙【乙借地人】の間において、一時使用のための土地賃貸借契約を締結するものとする。ただし、本件土地に仮設校舎にて設置されている足立区立東渕江小学校の開校

期間中は本件土地を使用することはできない。

- 6 乙は、本件建物等の基本設計図書及び実施設計図書（以下、総称して「本件設計図書」という。）を甲に提出するものとする。本件設計図書が募集要領等及び提案書と整合がとれていない場合には、乙は、自らの費用負担において本件設計図書を修正するものとする。甲は、本項に基づき本件設計図書の提出を受けたことにより、本件建物等の設計業務の内容及び結果について責任を負うものではない。
- 7 公共施設棟及び憩いの場・多目的ホールの事前協議、基本設計及び実施設計については、乙の提案を基本としつつ、甲が関与する。
- 8 乙は、本件建物等の確認申請書を提出した場合、速やかに、その旨を甲に対して報告し、本件建物等の確認がなされた場合、速やかに確認済証の写し及び実施設計図書を甲に対して提出するものとする。また、乙は、完了検査が完了した場合、速やかに検査済証の写しを甲に対して提出するものとする。
- 9 【合築を提案する場合】乙は、憩いの場・多目的ホールの維持管理業務について、本件建物等の供用開始日までに、維持管理計画書を作成し、甲に提出するものとする。

（代表事業者の義務）

第14条 代表事業者は、本事業が円滑に実施されるよう、甲と乙ないしは乙の構成員との調整及び乙の構成員間の調整業務等を行う。

（構成員の変更）

- 第15条 本協定締結時から、本事業において締結予定の事業契約が締結されるまでの間に、乙又は乙の構成員が、募集要領に規定する「応募資格」を欠く事態が生じた場合には、甲は、事業契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、何らの催告なく、本協定、事業契約の全部若しくは一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項に基づく解除等に関し、損害が発生しても損害賠償ないしは補償、追加費用その他名目の如何を問わず、甲に何らの請求もすることができない。
 - 3 第1項の場合であっても甲がやむを得ないと認めた場合は、乙は、甲の承認を条件として「応募資格」を欠く構成員の変更ができるものとする。ただし、代表事業者の変更は認められない。
 - 4 前三の規定にかかわらず、代表事業者を除く構成員の変更に関し、新たに構成員になろうとする企業等が「応募資格」を満たしている場合は、乙は、甲の承認を条件として構成員の変更ができるものとする。

（契約上の地位等の移転）

第16条 乙は、本協定及び事業契約等の関連契約に別段の定めがある場合を除き、甲の承諾がない限り、本協定及び事業契約等の関連契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡移転し、又は担保設定その他の処分をしてはならない。

（本事業の履行）

- 第17条 乙は、募集要領等に定める各事項を遵守し、事業提案書等及び関係法令に従って本事業を実施する。
- 2 乙は、社会環境・情勢等の変化等により、やむを得ず変更の必要が生じた場合で、書面に

より甲の事前承認を得た場合を除き、事業提案書等の内容を変更することはできない。

- 3 甲は、乙に対し、公共公益上必要と認める場合は、合理的な範囲内で事業提案書等の内容の変更を求めることができる。
- 4 甲及び乙は、本協定締結後、本協定の内容を踏まえて、速やかに、事業契約の締結に向けて協議を行い、その後、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「借地借家法」という）【第22条／第23条第1項】に定める定期借地権設定契約を締結したときに、公正証書により令和●年●月●日をもって定期借地権設定契約の効力を発生させること、及び基本契約、公共施設等整備・売買契約及び賃貸借契約を締結したときにこれら契約の効力を発生させることを確認する。
- 5 事業契約は、令和●年●月●日までに締結するものとする。
- 6 乙は、甲が行う本事業に関する住民説明や、議会对応などに関し、甲の要請があった場合は、これに応じて協力しなければならない。

（地元説明会等）

- 第18条 乙は、乙が事業提案書等で提案した方法等に基づき、自らの費用で、本事業の実施に係る地元説明会を実施するものとする。
- 2 乙は、甲との共催で、憩いの場・多目的ホールの運営方法等について、地元住民を対象とした意見交換会（憩いの場・多目的ホールにおける施設の運営に関するワークショップ）を開催するものとする。
- 3 乙は、前二項に定めるもののほか、必要に応じて本事業の実施に係る説明資料の作成、印刷、配布を行うものとする。
- 4 本条第1項の地元説明会、本条第2項の意見交換会の実施方法は、甲と乙の協議により定めるものとする。

（協定の解除等）

- 第19条 甲は、乙が次に定める事項に該当すると認められる場合は、本協定を解除することができる。ただし、甲が必要であると認めた場合には、乙は、あらかじめ甲と事業の継続方法等について協議を行わなければならない。
 - (1) 本事業の事業者募集への参加資格確認及び提案書の受付に際して虚偽の記載をした場合
 - (2) 乙が本協定で定める債務を履行せず、かつ甲が催告をしても履行がされる見込みがないと甲が判断した場合
 - (3) 事業契約の一部または全部が解除となった場合
解除とならない事業契約の範囲において本事業の目的を達することができる等の場合は、本協定の存続について、甲と乙は、協議を行うことができる。
 - (4) 乙が本協定で定める債務の全部又は一部を履行できない場合
 - (5) 乙が支払不能を表明した場合、解散若しくは営業停止、民事再生手続きの申立て（自己申立てを含む）、破産手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理の開始、又は特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）その他これに類する法的倒産処理手続きの申立てがあった場合、手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (6) 事業譲渡の決議がされた場合、強制執行の申立て、競売申立て、仮処分の申立てを受けた場合

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当した場合
 - (8) 足立区暴力団排除条例（平成24年10月25日 条例第37号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等又は第3条第2号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合
 - (9) 合理的な理由なく、乙が本協定の終了を申し出た場合
- 2 前項の規定により甲が本協定を解除した場合、次に定めるとおり取り扱う。
- (1) 本件建物等の竣工前に本協定を解除した場合、甲乙間で本件建物等の取扱いについて協議を行うものとする。
 - (2) 前号で定める協議において、本件建物等の施工状況等から判断して、本件土地を原状回復した上での返還が妥当であると甲が判断した場合は、乙が本件土地を自らの費用で原状回復するものとし、乙が本件建物等を甲へ無償譲渡することが妥当であると甲が判断した場合は、乙が所有する本件建物等の本件土地上の建物、工作物を甲へ無償譲渡するものとする。
 - (3) 本件建物等の竣工後から定期借地権設定契約期間満了に伴う原状回復のための除却工事に着手するまでに本協定が解除された場合、民間用地を原状回復した上での返還が公益上有利であると甲が判断した場合は、乙が民間用地を自らの費用で原状回復するものとし、乙が民間施設棟を甲へ無償譲渡することが公益上有利であると甲が判断した場合は、乙は民間施設棟を甲へ無償譲渡するものとする。
 - (4) 原状回復のための除却工事に着手後に本協定が解除された場合、乙が民間用地を自らの費用で原状回復するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が本協定を解除し、かつ事業契約が解除された場合、乙が負担した設計費用、建設費等、必要経費その他一切の費用を甲は負担しない。
- 4 本事業が中止され、又は本協定若しくは事業契約が解除された場合、乙は、以後、甲が本件土地において実施する事業への参加及び提案を行うことができないものとする。ただし、当該中止若しくは解除の要因が甲の責めに帰すべき事由による場合、又は第24条第2項の規定により中止された場合のうち不可抗力によるものであって乙の対応が適切であったと甲が認める場合は、この限りではない。

（秘密保持）

- 第20条 甲及び乙は、本事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 公知の情報である場合
 - (2) 甲及び乙が守秘義務の対象としない情報であることを承諾した場合
 - (3) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
 - (4) 被開示者が独自に開発した情報として書面等の記録で証することができる場合
 - (5) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合、及び甲が足立区情報公開条例（平成12年条例第91号）に基づき開示を求められて適法に開示する場合
 - (6) 弁護士その他本事業にかかるアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合。ただし、法律上の守秘義務を負う者には、重ねて守秘義務を課すことを要しない。
 - (7) 本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う

場合

(8) その他法令に基づき開示する場合

- 2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び足立区個人情報保護法施行条例（令和4年12月22日 条例第50号）を遵守して取扱う責務を負う。
- 3 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従う。
- 4 乙は、その役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者、本事業に関連して資金を提供している金融機関又は協力法人に対し、第1項及び第2項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 5 本条に定める乙の義務は、本協定終了後も存続し、乙の役員、従業員、代理人若しくはコンサルタント、出資者、本事業に関連して資金を提供している金融機関又は協力法人がその地位を失った場合であっても免れない。

(証拠金)

- 第21条 乙は、本協定の締結と同時に、甲に対して、証拠金として、乙が「旧こども家庭支援センター等跡地活用 事業者募集 提案書」において提案した民間用地に係る土地貸付料に基づき毎月支払う額（以下「月額貸付料」という。）の1.2倍に相当する額を支払うものとする。
- 2 乙は、前項に定める証拠金を本協定締結と同時に支払わない場合、未払金につき、本協定の締結日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延金として、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（1年365日の日割計算）の割合で計算した金額（100円未満切り捨て）を甲の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、その指定する方法で遅滞なく甲に支払わなければならない。
 - 3 甲は、前項の証拠金を、無利息で保管し、乙との間で公正証書による定期借地権設定契約を締結した際に、同契約における保証金の一部として充当する。
 - 4 乙は、第1項の証拠金を放棄して本件協定を解除することはできない。
 - 5 乙は、第1項の証拠金の返還請求権を、第三者に譲渡し又は質権その他の担保に供するなど処分することはできない。
 - 6 甲は、証拠金を、第22条に規定する違約金及び第23条に規定する損害賠償に充当することができる。

(違約金)

- 第22条 乙は、事業契約締結までに第19条第1項により本協定が解除された場合は、当初の月額貸付料の額の1.2倍に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払う。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、第8条に定める事業契約の締結期限日までに事業契約が締結されなかったとき又は乙が合理的な理由なく事業契約の締結を拒んだとき、甲は、当初の定期借地権設定契約に規定する土地貸付料（月額）の額の1.2倍に相当する額を乙【乙借地人】に請求することができる。

- 3 前二項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈してはならない。
- 4 乙を構成するすべての構成員は、第1項及び第2項の違約金の支払いについて、連帯して責任を負うものとする。
- 5 第1項に基づく違約金の支払いは、乙に対し、本協定を任意に解除し、又は第11条に規定する提案内容の履行を免れる権利を付与するものではない。

(損害賠償)

第23条 乙は、次に定める場合において、甲に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない

- (1) 乙が本協定に定める義務を履行しない場合
- (2) 甲が第19条第1項の規定により本契約を解除した場合

2 前条第1項の場合で甲に違約金を上回る損害があるときは、乙を構成するすべての構成員は、当該損害賠償について連帯して責任を負うものとする。

(本事業の変更・中止)

第24条 甲及び乙は、天災地変、関係法令の制定・改正・廃止、地元説明等の状況や地域の意向、関係官公庁の指導等、やむを得ない事由が生じ、本事業の計画変更または本事業を中止せざるを得ないような場合には、本事業の継続について協議するものとする。

2 前項の協議の結果、本事業の中止が決定された場合、甲及び乙は、互いに何等の損害賠償請求を行わない。

(誠実協議)

第25条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第26条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争につき、第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上の証として 本基本協定書を○通作成し、甲並びに乙（グループの場合は代表事業者及びその他の構成員）がそれぞれ記名押印の上、それぞれが各一通を保有する。

以下余白

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
名 称 足立区
代 表 者 区 長 近藤 弥生

乙 (代表事業者)

住 所 ●●●●
名 称 ●●●●
代 表 者 ●●●●

(構成員1)

住 所 ●●●●
名 称 ●●●●
代 表 者 ●●●●

(構成員2)

住 所 ●●●●
名 称 ●●●●
代 表 者 ●●●●

- 別紙 1 募集要領
- 別紙 2 公共施設要求水準書
- 別紙 3 函面集
- 別紙 4 旧こども家庭支援センター等跡地活用事業提案書